

平成29年第 2 回定例会

(第 4 日)

平成29年 6 月15日

平成29年第2回平川市議会定例会議事日程（第4号）平成29年6月15日（木）

午前10時01分開議

- 第1 議案第 65号 平川市個人情報保護条例の一部を改正する条例案
議案第 66号 平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 67号 平川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 71号 工事の請負契約の一部変更について
議案第 72号 工事の請負契約について
議案第 73号 工事の請負契約について
議案第 74号 市有財産の無償譲渡について
議案第 75号 財産の取得について
議案第 76号 訴えの提起について
議案第 77号 平成29年度平川市一般会計補正予算案（第1号）
- 第2 議案第 70号 平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案
請願第 1号 農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願
請願第 2号 収入保険ではなく戸別所得補償の復活を求め、果樹共済の「特定危険方式」を廃止しないことを求める請願
- 第3 議案第 68号 平川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第 69号 平川市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 第4 閉会中における議会運営委員会の継続調査について
閉会中における常任委員会の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（20名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	山口 金光	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職名	氏名	職名	氏名
市長	長尾 忠行	教育委員会事務局長	大湯 幸男
副市長	古川 洋文	会計管理者	鈴木 浩
総務部長	齋藤 久世志	農業委員会事務局長	佐藤 千代彦
企画財政部長	須藤 秀人	選挙管理委員会事務局長	小田桐 啓子
市民生活部長	白戸 照夫	平川診療所事務長	工藤 伸吾
健康福祉部長	小林 留美子	監査委員事務局長	石田 善久
経済部長	西谷 司	教育委員会委員長	内山 浩子
建設部長	木村 雅博	教育長	柴田 正人
水道部長	須藤 俊弘	農業委員会会長	柴田 博明
尾上総合支所長	長谷川 尚道	選挙管理委員会委員長	内山 久人
碓ヶ関総合支所長 兼碓ヶ関診療所事務長	工藤 久富	代表監査委員	古川 敏明

○出席事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	相馬 昌幸	主事	石岡 奈々子
主幹兼議事係長	長濱 貴弘	—	—

○議長
(齋藤政子議員)

皆さん、おはようございます。
ただいまの出席議員は19名で、19番、佐藤 雄議員より、少し遅れる旨の連絡がありました。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

日程第1、始めに総務企画常任委員会に付託した議案についてを議題といたします。

総務企画常任委員会に付託した議案第65号から議案第67号及び議案第71号から議案第77号までの合計10件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員会委員長、登壇願います。

大川議員。

(総務企画常任委員会委員長登壇)

○総務企画常任委
員会委員長
(大川 登議員)

皆さん、おはようございます。
総務企画常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月7日の本会議において付託された議案審査のため、6月9日、第1委員会室において開催され、出席委員は7名でございました。

議案説明のため、市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には木村祥司を採用いたしました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案3件、補正予算案1件、その他案件6件、計10件でございました。なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第65号平川市個人情報保護条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、市独自にマイナンバーを利用する場合について質問があり、総務部長より、こども医療給付費、ひとり親家庭等医療給付費、重度心身障害者医療給付費の3つが市独自のものに該当する旨の答弁がありました。

また、委員より、運用に当たっては個人情報の漏えいに十分注意しながら運用してもらいたい旨の要望がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号平川市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題としました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第67号平川市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、全国的にも支度料の支給を廃止する動きがあるため、当市でも廃止の検討を行ったか否かについての質問があり、総務部長より、まずは国の基準に合わせるということで今回の改正になったものの、今回の見直しがこれからの行政事務に合致しているのかどうかを改めて検証したうえで見直しをしていく旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号工事の請負契約の一部変更についてを議題といたしました。

これに対し委員より、今回の変更が必要であることを実施計画の段階で考慮していなかった点について質問があり、市長より、追加工事で経費が膨らむことは好ましくないものの、追加工事を行うことで耐震基準を満たすことができるようになり、将来的にもよい結果になるため、御理解いただきたい旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号工事の請負契約についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号工事の請負契約についてを議題といたしました。

これに対し委員より、平賀学校給食センター増築改修工事について、工事内容を計画する際の今後の市内の生徒数の減少の影響等、施設の運用コストの推移の検討状況について質問があり、平賀学校給食センター所長より、工事の内容は、コスト等を検討した結果、尾上給食センターの食材の受け入れに対応するため、洗浄室の増築及びコンテナ保管庫等の拡張並びに調理機材を更新し、増築改修するものである旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号市有財産の無償譲渡についてを議題としました。

これに対し委員より、水路の復元の必要性についての質問があり、企画財政部長より、調査区内での境界の訴訟の解決のため、法務局による指示に基づき復元を行う必要がある旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号財産の取得についてを議題といたしました。

当案件は特に異議もなく、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第76号訴えの提起についてを議題といたしました。

これに対し委員より、議決前にこの件について新聞報道がなされた点についての質問があり、総務部長より、行政が民事訴訟を提起することは社会に与える影響が大きいものにとらえられ、このような結果になったものの、今後、同様の案件については細心の注意を払って対応していきたい旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号平成29年度平川市一般会計補正予算案（第1号）を議題といたしました。

これに対し委員より、雪害りんご樹緊急対策事業補助金について、苗木を市内業者から優先的に購入することを検討することについての質問があり、市長より、事業の対象者には平成29年1月にすでに苗木を購入した農家も含まれており、購入先を市内の業者に限定することで事業の対象から外れる農家が出てくることも考えられ、事業の目的が将来への投資を目的とすることをかんがみると、購入先を指定することは困難である旨の答弁がありました。

また、世界一の扇ねぶた更新事業、ねぶたの運行方法等について質問があり、商工観光課長より、今後のスケジュール、電柱の地中化計画、展示方法について答弁がありました。

また、世界一の扇ねぶたの展示方法や観光資源としてのあり方についての助言があり、市長より、今後、市の課題として検討していきたい旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上が総務企画常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

平成29年6月15日、総務企画常任委員会委員長、大川 登。

（総務企画常任委員会委員長降壇）

○議長

総務企画常任委員会委員長報告は終わりました。

会議規則第41条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。討論ありませんか。

○議長

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終わります。

これより、総務企画常任委員会に付託した議案10件について、一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも原案可決です。

委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よってただいまの10件については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、建設経済常任委員会に付託した議案についてを議題といたします。

建設経済常任委員会に付託した議案第70号、請願第1号及び請願第2号の合計3件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員会委員長、登壇願います。

13番、小野議員。

(建設経済常任委員会委員長登壇)

○建設経済常任委員会委員長
(小野敬子議員)

建設経済常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月7日の本会議において付託された議案審査のため、6月9日、第2委員会室において開催され、出席委員は7名でございました。

議案説明のため、副市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には赤平 健を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案1件、請願2件、計3件でございました。

なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第70号平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、改正の内容について質問があり、経済部長より、国の法律に基づいた国税の特例措置等の適用期限延長と対象業種の変更に伴う改正である旨の答弁がありました。

また、委員より、情報通信技術利用事業から農林水産物等販売業へ対象業種が改正された理由について質問があり、経済部長より、これまでの情報通信技術利用事業は平成23年から全国的に実績がなかったため、近年6次産業化の取り組みが盛んな農林水産物等販売業へ見直しされた旨の答弁がありました。

また、委員より、本条例に該当する固定資産税課税免除の対象企業や課税免除額について質問があり、経済部長より、対象企業数は3社あり、課税免除額は平成28年度において3,000万円弱、平成32年までの適用期間全体で約1億2,000万円となる旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願を議題といたしました。

特に意見もなく、挙手により採決をしたところ、挙手少数で不採択と決しました。

次に、請願第2号収入保険ではなく戸別所得補償の復活を求め、果樹共済の「特定危険方式」を廃止しないことを求める請願を議題といたしました。

特に意見もなく、挙手により採決をしたところ、挙手少数で不採択と決しました。

以上が建設経済常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

平成29年6月15日、建設経済常任委員会委員長、小野敬子。

(建設経済常任委員会委員長降壇)

○議長

建設経済常任委員会委員長報告は終わりました。

議案第70号平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案を議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

議案第70号平川市工場等設置促進条例の一部を改正する条例案について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

○議長

異議がありますので、この採決は起立により採決します。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立多数です。

よって議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

請願第1号農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願を議題とし

- ます。
- 委員長報告に対する質疑に入ります。
御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長 討論を終わります。
請願第1号農業者戸別所得補償制度の復活をもとめる請願について採決します。
- 委員長報告は不採択です。
この採決は起立により採決します。
請願第1号を、採択することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）
- 議長 起立少数です。
よって請願第1号は、不採択と決定されました。
- 5番 5番。はい、5番。
- 5番（山口金光議員） ただいまの進め方ですけども、先ほど委員長報告は否決するという報告に対してのいまの採決だという意味じゃなかったということですか。何かちょっと1番目と採決の仕方が、問いかげがちょっと逆転、違ったんじゃないかなと思いますけどもどうなんでしょう。
- 議長 委員長報告に対して賛成か反対かということで、ずっとこういうふうに進みますので、今回の請願第1号に対しては委員長報告は不採択でした。ですので、この不採択に対して賛成の方……でないや。失礼しました。「請願に対して採決します。」です。ですから、この採択は起立により採決しますので、請願第1号を採択することに賛成の方は起立願いますので。
- （「さっきと違うよ」と呼ぶ者あり）
（「休憩」と呼ぶ者あり）
- 議長 「請願第1号に対して採決します。」です。「委員長報告は不採択ですが、この請願に対して賛成の方は起立願います。」ですので、進め方としては間違っていないと思いますけども。
- 5番、どうぞ。
- 5番（山口金光議員） その進め方の場合、先ほどの委員長報告では、特に意見がなく否決になっているわけです。そうすると、意見がなくて否決したもので我々がどちらに乗ればいいのかっていうのの段階では、その委員会報告には入っておりませんので。逆に言うと、私自身も意見がないって言えばいいほうですから、賛成するか反対するかって言われても、私先ほど委員会報告を聞いた限りでは、賛否の態度を決定できないんじゃないですかね。むしろ、先ほどは意見がなく否決したということですから、それであれ

ば、その否決でよろしいかという問いかけがいま議長から指導されるべきではなかったのかと思うんですけども。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

○議長

暫時休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時27分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

採決に対して、もう一度諮ります。

この請願第1号に対して、起立により採決します。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立少数です。

よって請願第1号は、不採択と決定されました。

請願第2号収入保険ではなく戸別所得補償の復活を求め、果樹共済の「特定危険方式」を廃止しないことを求める請願を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

請願第2号収入保険ではなく戸別所得補償の復活を求め、果樹共済の「特定危険方式」を廃止しないことを求める請願について採決します。

委員長報告は不採択です。

この採決は起立により採決します。

請願第2号を、採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長

起立少数です。

よって請願第2号は、不採択と決定されました。

日程第3、教育民生常任委員会に付託した議案についてを議題とします。

教育民生常任委員会に付託した議案第68号及び議案第69号の合計2件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長、登壇願います。

20番、齋藤英仁議員。

(教育民生常任委員会委員長登壇)

○教育民生常任委

教育民生常任委員会における審査の経過と結果について、御報告を申

員会委員長
(齋藤英仁議員)

上げます。

当委員会は、去る6月7日の本会議において付託された議案審査のため、6月9日、第3委員会室において開催され、出席委員は6名でございました。

議案説明のため、教育長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には内山聖子を採用しました。

当委員会に付託された議案は、条例改正案2件でございました。

なお、提案理由については、各議案とも本会議で説明がありましたので省略をいたしました。

以下、その審査の内容について御報告を申し上げます。

まず、議案第68号平川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、これを議題といたしました。

これに対し委員より、施設数や支給認定区分における児童数の内訳について質問があり、健康福祉部長より、市内における特定教育・保育施設は14施設であり、平成29年6月1日現在の児童数は1号認定が67名、2号認定が652名、3号認定が423名である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号平川市介護保険条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、今回の条例改正による影響について質問があり、健康福祉部長より、対象者は23名で、影響額は50万円弱である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上が教育民生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果であります。

平成29年6月15日、教育民生常任委員会委員長、齋藤英仁。

(教育民生常任委員会委員長降壇)

○議長

教育民生常任委員会委員長の報告は終わりました。

会議規則第41条の規定により、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は、議案番号を告げてから質疑を行ってください。

御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論のある方は、議案番号を告げてから討論を行ってください。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論を終わります。

これより、教育民生常任委員会に付託した議案2件について、一括採決します。

委員長報告は、いずれも原案可決です。

委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よってただいまの2件については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、閉会中における議会運営委員会の継続調査について、閉会中における常任委員会の継続調査についてを議題といたします。

始めに議会運営委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についての継続調査の申し出がありました。

また、各常任委員長より、各委員会の所管事務調査についてを閉会中における継続調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長及び各常任委員長の申し出のとおり、閉会中における継続調査に付することに決定いたしました。

なお、常任委員会においては、調査期日、調査内容、その他細部について、各常任委員会で協議のうえ実施していただきたいと思っております。

以上で、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって、平成29年第2回平川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時37分 閉議及び閉会

